⑼　専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書を参照）
⑽　申請書等の作成及び提出に要する費用は、原則として提出者の負担とする。
⑾　提出された申請書等は、原則として返却しない。
⑿　手続における交渉の有無　無
⒀　契約書作成の要否　要
⒁　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無　無
⒂　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、上記４⑴に同じ。
⒃　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
⒄　本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。
営繕費　労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については、労働者確保に係るものに限る。）
労務管理費　募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用
⒅　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Kiyohisa Kondo, Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Nagoya-daini-kanjo Expressway Nishikanita-daiichi Bridge and 6 other Bridges (Steel Superstructure)
⑷　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 16 April 2018
⑸　Due date for the submission of tenders : 4 : 00 P.M. 1 May 2018. Opening of tenders : 1 : 30 P.M. 20 June 2018. Provided that all participants are chosen as for tenders, Opening of tenders : 1 : 30 P.M.　31 May 2018
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　Contact point for tender documentation : Contract Team, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya, 460―0003 Tel.052―222―1447

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年3月2日
契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　近藤　清久
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　名古屋第二環状自動車道　大西南第二高架橋他10橋（鋼上部工）工事
⑶　工事場所
自）　愛知県名古屋市港区南陽町
至）　愛知県名古屋市港区小川
⑷　工事内容　本工事は、名古屋第二環状自動車道における大西南第二高架橋他10橋の鋼上部工事を行うものである。
⑸　工事概算数量
大西北第二高架橋（内回り・外回り）、大西南第一高架橋（内回り・外回り）：鋼（５、８）径間連続少数鈑桁橋　橋長248.0、411.0m、最大支間長54.8m、鋼重約2,620ｔ
大西南第二高架橋（内回り・外回り）：鋼３径間連続鋼床版箱桁橋　橋長300.0m、最大支間長115.0m、鋼重約3,680ｔ
小川（第一、第二、第三）高架橋（内回り・外回り）：鋼（５・６、３・３、８・７）径間連続少数鈑桁橋　橋長252.0・296.0、144.2・147.9、327.0・280m　最大支間長65.0m、鋼重 約3,730ｔ
南陽ＩＣ北側ＯＦＦランプ橋、南陽ＩＣ南側ＯＮランプ第二橋、南陽ＩＣ南側ＯＦＦランプ橋：鋼（４、３、３）径間連続少数鈑桁橋　橋長202.0、144.2、147.9m、最大支間長52.5m、鋼重 約1,000ｔ
南陽ＩＣ北側ＯＮランプ橋、南陽ＩＣ南側ＯＮランプ第一橋：鋼（４、２）径間連続箱桁橋　橋長200.3、113.0m、最大支間長63.3m
架設方法：クレーンベント架設工法
⑹　工期　契約締結の翌日から780日間
⑺　使用する資機材
鋼材　約11,000ｔ
ＰＣ床版　約35,660㎡
⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑼　本工事は、申請時に設計図書に示した図面及び仕様書において管理体制・手法、品質管理、安全管理、環境対策に関する技術提案及び入札書を求め、技術提案を審査して技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする「施工技術競争型総合評価方式」の適用工事である。
⑽　本工事は、入札時にあらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設備計画に関する改善提案（以下「ＶＥ提案」という。）を求める入札時ＶＥ方式の工事である。
⑾　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合は、この限りでない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）
2　競争参加資格　本工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　中日本高速道路株式会社契約規則（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合
「平成29・30年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上で鋼橋上部工工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上（鋼橋上部工工事）であること。）であること。
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合
「平成29・30年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上で鋼橋上部工工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上（鋼橋上部工工事）であること。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（いずれも上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。